

特定非営利活動法人 WAGOKORO 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 WAGOKORO という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号渋谷道玄坂東急ビル2F-Cに置く。

(目 的)

第3条 この法人は、後発開発途上国の将来のリーダーとなる可能性のある青少年に対し、質の高い教育と国際的な視野を提供することを目的とする。日本での教育と交流を通じて、彼らが母国の発展に貢献できる人材となることを目指し、同時に日本と後発開発途上国の関係強化にも寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- 1) 後発開発途上国の青少年向け国内受け入れ事業
- 2) 後発開発途上国における日本語および日本式教育プログラムの実践事業
- 3) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、2人までを代表理事とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条にお

いて同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、代表理事が務める。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	菅野 潤
代表理事	七條 寛
理 事	伊藤 誉人
監 事	山本 将太

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月1日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	0 円
	正会員（団体）	0 円
	賛助会員（個人）	0 円
	賛助会員（団体）	0 円

(2) 年会費	正会員（個人）	10,000 円
	正会員（団体）	100,000 円
	賛助会員（個人）	3,000 円
	賛助会員（団体）	30,000 円

(1 口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 WAGOKORO

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏 名			
1	理事	カンノジュン 菅野潤		無	代表理事
2	理事	シチジョウカン 七條寛		無	代表理事
3	理事	イトウタカト 伊藤誉人		無	
4	監事	ヤマモトショウタ 山本将太		無	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 WAGOKORO

1 事業実施の方針

① 「後発開発途上国の青少年向け国内受け入れ事業」について

- ・ 国民の貧困率が高い後発開発途上国（マラウイを想定）において、家庭の経済状況、性別に依存することなく、希望者に対して日本式教育を受けることができる機会提供の実現にむけて、現地調査を行う。
- ・ 現地小中学校を運営するパートナー候補の実態調査を実施し、提携にむけた準備を行う。
- ・ 最終的に選定した現地パートナーと学校運営に関する連携事業の計画を策定する。

② 「後発開発途上国における日本語および日本式教育プログラムの実践事業」について

- ・ 「後発開発途上国の小中学生向け国内受け入れ事業」において提携した現地パートナーとの協議を通じ、日本語および日本式教育プログラムを作成する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 200 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
後発開発途上国の青少年向け国内受け入れ事業	後発開発途上国の小中学生に対し、日本での中等教育プログラム、及び国際交流の機会を提供する。	2025年9月～2026年3月	後発開発途上国、及び日本の地方自治体	3名	対象国で選ばれた小中学生	0名 (令和7年度は、次年度に向けた準備期間のため)	0
後発開発途上国における日本語および日本式教育プログラムの実践事業	後発開発途上国において、家庭の経済状況、性別に依存することなく、希望者に対して日本式教育を受けることができるプログラムを現地パートナーと協力し、実施する。	2025年9月～2026年3月	後発開発途上国	3名	現地提携校の生徒	60名	200

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
—	—	—	—	—	—

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 WAGOKORO

1 事業実施の方針

① 「後発開発途上国の青少年向け国内受け入れ事業」について

- ・ 日本側の受け入れ先自治体の調査を行い、ショートステイプログラムを策定、合意する。
- ・ 現地パートナーとショートステイプログラムについて合意し、参加者を選定する。
- ・ 現地パートナーに在籍する小学校高学年に対し、日本の地方自治体でのショートステイを通じて、日本における教育の機会を提供する。
- ・ 3年目以降に日本へ受け入れる学生の選抜方法について、現地パートナー役員会と合意する。

② 「後発開発途上国における日本語および日本式教育プログラムの実践事業」について

- ・ 日本語講師、教材内容の選定等、実施に向けた準備をする。
- ・ 連携した学校とリモートによる日本語授業を開始する。
- ・ 現地にて、日本語教師を受け入れる体制を整える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2365 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
後発開発途上国の青少年向け国内受け入れ事業	後発開発途上国の小中学生に対し、日本での中等教育プログラム、及び国際交流の機会を提供する。	2026年4月～2027年3月	後発開発途上国、及び日本の地方自治体	3名	対象国で選ばれた小中学生	4名	2165
後発開発途上国における日本語および日本式教育プログラムの実践事業	後発開発途上国において、家庭の経済状況、性別に依存することなく、希望者に対して日本語教育を受けることができるプログラムを現地パートナーと協力し、実施する。	2026年4月～2027年3月	後発開発途上国	3名	現地提携校の生徒	60名	200

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
—	—	—	—	—	—

令和7年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人WAGOKORO

科目		金額	(単位:円) 小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			100,000
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金			220,000
受取寄附金	220,000		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等			0
受取補助金	0		
4 事業収益			0
後発開発途上国の青少年向け国内受け入れ事業収益	0		
後発開発途上国における日本語および日本式教育プログラムの実践事業収益	0		
5 その他の収益			0
受取利息	0		
経常収益計			320,000
【B】 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
給料手当	0		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			200,000
会議費	100,000		
旅費交通費	100,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
印刷製本費	0		
事業費計			200,000
2 管理費			0
(1) 人件費			0
役員報酬	0		
給料手当	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			50,000
消耗品費	5,000		
水道光熱費	0		
通信運搬費	30,000		
地代家賃	15,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
管理費計			50,000
経常費用計			250,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①			70,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益	0		
過年度損益修正益	0		
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損	0		
災害損失	0		
過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③			70,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			0
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			0

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人WAGOKORO

（単位：円）

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		100,000
正会員受取会費	100,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		2,390,000
受取寄附金	2,390,000	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		0
受取補助金	0	
4 事業収益		0
後発開発途上国の青少年向け国内受け入れ事業収益	0	
後発開発途上国における日本語および日本式教育プログラムの実践事業収益	0	
5 その他の収益		0
受取利息	0	
経常収益計		2,490,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
給料手当	0	
役員報酬	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		2,365,000
会議費	200,000	
旅費交通費	2,165,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
印刷製本費	0	
事業費計		2,365,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		55,000
消耗品費	10,000	
水道光熱費	0	
通信運搬費	30,000	
地代家賃	15,000	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
管理費計		55,000
経常費用計		2,420,000
当期経常増減額 【A】－【B】・・・①		70,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額 【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額 ①+②・・・③		70,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		0

特定非営利活動法人WAGOKORO 設立趣旨書

国連が認定する後発開発途上国（LDC）と呼ばれる国々は2024年時点で45か国であり、そのうちの33か国がサブサハラ・アフリカ（サハラ砂漠以南の地域）の国からなります。1日1人当たりの所得が1.9ドル以下の貧困者率は世界全体で下降傾向にあるものの、依然としてサブサハラ・アフリカで40%（約4億人）と報告されています。これらの国々は厳しい自然条件、植民地支配に由来する政治・経済構造、紛争等の課題を抱えており、多くの国民が貧困に苦しんでいます。政府の腐敗指数の下位はサブサハラ・アフリカ諸国で多く占められており、富が一部の権力者に極端に集中する構図となっています。

多くの国際機関、政府はこれら脆弱な国々を建て直す為に、一つの重要な方策として質の高い教育基盤の整備支援を継続してきました。日本政府はODAを通じ、初等教育の教材開発、学校とコミュニティの協働支援、拠点となる高等教育機関の運営支援などを実施しています。これらは非常にインパクトのあるアプローチですが、包摂的であり、国全体の制度を変えることに主眼が置かれています。

一方で、サブサハラ・アフリカ諸国をはじめとする後発開発途上国では将来、国をけん引し、広い視野を持つリーダーの育成が求められています。本法人は後発開発途上国の将来の国のリーダーを担う可能性を秘める青少年に対し、その国では得られないことのない教育機会を彼らに提供することを目指します。具体的には日本の各地域において、後発開発途上国の青少年が日本型の知・徳・体の教育を受けながら、日本国民との交流を通じて、日本について深く知ってもらい、親しみを持つ環境を整備します。

副次的な効果として、活動を通じ、受け入れ側の日本人が後発開発途上国の抱える地球規模の課題を考える機会となることを目指します。将来的には日本で学んだ人材が自国に帰国し、日本と後発開発途上国をつなげた事業立ち上げ支援等も検討していきます。

令和7年6月3日、後発開発途上国の人材育成の支援活動に関心を持つ者が一堂に会しました。この会合において、支援活動の必要性や、具体的な支援を実行する方法、地域との協働方法について熱心な議論が交わされました。その結果、特定非営利活動法人を設立し、組織的かつ継続的に支援活動を展開することが最も効果的であるとの結論に至りました。

申請に至るまでの経緯

令和7年5月2日 特定非営利活動法人WAGOKOROの設立を有志で確認

令和7年6月3日 特定非営利活動法人WAGOKOROの設立総会開催

令和7年6月23日

設立代表者

氏名 菅野潤